

一 每遍不可虛言事、神託曰、雖非正直、一旦之依怙、終蒙日月之憐付、但武略之時、可依時宜歟、孫子曰、辟實而擊虛、

一 對父母聊不可不孝事、論語曰、事父母能竭其力、

一 對兄弟聊不可疎略事、後漢書曰、兄弟左右之手也、

一 不相當身體義、一言不可出語事、應杭云、人出一言、知其長短、

一 對諸人少不可緩怠事、付於僧、童、女、貧者、彌隨、人可慇懃事、禮記云、人有禮則安、無禮則危、

一 弓馬之嗜、肝要事、論語曰、攻乎異端、是害而已、

一 學文不可油斷事、論語曰、學不思則罔、思不學則殆、○中略

以上九拾九箇條、多言漫噎、他人之耳、寧無不往生之書、二五八、二五七八、亦此六之字、信玄家

秘書口傳有、

永祿元年戊午卯月吉日

武田左馬助

信繁在判

長老江

〔駿臺雜話二〕秘事は睫

東照宮○徳川家康 御在世の時、御近習のわかき者に、汝等身をたもつに簡要の語あり、五字にていふ

もあり、七字にていふもあり、いづれをき、たきぞと仰られしに、いづれをも承度と申せば、五字にて云は、う。へ。を。み。な。七字にて云は、身。の。ほ。ど。を。し。れ。汝等是を常に忘るべからずと、上意ありしとなり、

〔細川幽齋覺書〕細川幽齋は文武兼備なる事は、世にしる所なり、其自筆にて書しるされし覺書を、彼家士三宅某方に傳へたり、

軍中并侍の心得にも可成覺書○中略